

「令和5年度滋賀県建設工事入札参加資格審査申請」の主な変更内容

滋賀県土木交通部監理課審査契約係

1 主観的評価項目の基準日および評価期間の変更

主観的評価項目	審査基準日等
【1】 工事成績	
① 工事成績 (変更なし)	参加希望工事別の4年間の平均工事成績 (令和元年1月1日から令和4年12月31日に完了検査を終了した県発注工事)
② 表彰歴 (変更なし)	2年間の受賞歴 (令和3年1月1日から令和4年12月31日の2年間の受賞歴)
③ VE提案 (変更有り)	県発注工事で令和2年4月1日から令和4年3月31日の間にVE提案し、令和4年12月31日までにVE提案採否通知書を交付されたもの
【2】 経営管理	
① ISO9001の取得 (変更有り)	申請日以前に取得し、申請日において有効期限内のものを評価します。
② ISO14001またはISO27001等の取得 (変更有り)	申請日以前に取得し、申請日において有効期限内のものを評価します。 (TSOT4001とISO27001等で重複しての加点はありません)
【3】 社会性	
① 防災協定等の締結 (変更有り)	申請日以前に締結し、申請日において引き継ぎ締結しているものを評価します。
② 除雪作業等の受託実績 (変更なし)	(令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に県・市町または滋賀県道路公社との間で契約を締結している場合)
③ 社会貢献活動 (変更有り)	「美知メセナ制度」または「淡海エコフオスター制度」の登録 申請日以前に登録し、申請日において活動継続しているものを評価します。
④ 高齢者雇用確保措置 (変更有り)	65歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入または定年の定め廃止の高齢者雇用確保措置 申請日以前に施行したものを評価します。
⑤ 女性活躍推進に向けた取組 (変更有り)	滋賀県女性活躍推進企業認証制度による認証を申請日以前に受けており、申請日現在有効であれば評価します。
⑥ 障害者応援関連 (変更有り)	申請日における障害者雇用率を評価対象とします。 しかし障害者施設応援企業認定制度による認証については令和3年度実績に基づく令和4年度の認証を評価します。
⑦ 次世代育成支援対策 (変更有り)	滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業の登録等 申請日以前に登録または認定を受け、申請日現在有効であれば評価します。
⑧ 消防団協力活動状況 (変更有り)	令和4年4月2日以前に滋賀県内の消防団に入団し、申請日時点において消防団員として在籍していること。申請日現在雇用されていること。
⑨ 地域貢献活動への参加 (変更有り)	令和2年10月1日から令和4年3月31日を評価対象期間とします。 ※令和2年10月1日から令和3年9月30日の活動に関する確認資料は前年申請書のお控えで足りります。
⑩ 保護観察対象者等の就労支援	○協力雇用主登録 申請日以前に協力雇用主登録して、申請日において引き続き登録して

主観的評価項目	審査基準日等
(変更有り)	<p>いることを評価します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○直接雇用 令和2年4月1日から令和4年3月31日の間に保護観察対象者を3か月以上雇用していることを評価します ○間接雇用 下請企業が令和2年4月1日から令和4年3月31日の間に保護観察対象者を3か月以上雇用していることを評価します
【4】信用状況 ① 入札参加停止状況 (変更なし)	令和3年1月1日から令和4年12月31日の停止歴
② 不正または不誠実な行為 (変更なし)	完成工事高の嵩上げや経審点数の水増しのための帳簿操作、故意による審査妨害等の行為について、悪質の度合いに応じ減点します。
③ コンプライアンスの普及・徹底 (変更有り)	<p>不当要求防止責任者選任および社内規範等の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> ○社内規範 申請日以前に制定し、申請日現在有効であることを評価します。 ○不当要求防止責任者 <ul style="list-style-type: none"> ・申請日以前に雇用され、引き続き申請日現在雇用されている者 ・申請日現在、不当要求防止責任者として選任され、滋賀県警察本部に選任届出が提出されていること ・申請日以前3年以内に責任者講習を受講していること

2 主観的評価項目「保護観察対象者等の就労支援」の評価点について

間接雇用にかかる加点および雇用にかかる加点の上限を下記のとおり改正する。

	改正後	
①大津保護観察所に協力雇用主として登録	5点	①②③と 合わせて 上限20点
②保護観察対象者等の直接雇用 (対象期間中に3か月以上)	10点	
③保護観察対象者等の間接雇用 (元請企業として下請負契約を締結、下請工事の工期が保護観察対象者等の雇用期間を3か月以上含む)	5点 下請企業ごとに4者まで	